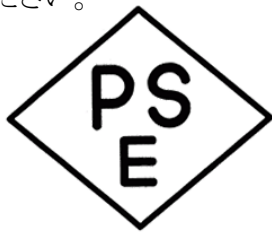




はい！こちら消費生活センターです

家電製品を安全に使うために知っておくべきこと

当センターにも熱風機から発火してしまい、やけどをされ、実際に製品事故の被害にあわれた方から、事故が起こった際（火災・被害などを含む）の事故品の取扱いや手順などをマニュアル化し、啓発してほしいとの要望が寄せられています。特に、私たちの生活は、家庭用電化製品抜きには成り立ちません。近年、多くの消費者は、ネット通販を利用していますが、ネット通販で購入した家電製品が発火し、やけどをした、家を焼損したということが実際に発生しています。そのようなことを無くすためにも、まず、安全な製品を選ぶことが大切です。そのためには取扱説明書を大切に保管し、何かあった時に確認できるようにしておきましょう。また、以下の PSE マーク〈特定電気用品（116 品目）と特定電気用品以外の電気用品（341 品目）〉を確認してみてください。



この PSE マークは、電気用品の製造や輸入、販売を事業として行う際の手続きや罰則を定めた「電気用品安全法」に則り、生産された製品に表示されています。

特定電気用品（116 品目） 特定電気用品以外の電気用品（341 品目）

特定電気用品（116 品目）と特定電気用品以外の電気用品（341 品目）、それとは別にリコール届が出されているのを知らずに、他人から製品を譲り受けたり、実家の製品を持ち出して使うこともあるかもしれません。その場合、消費者庁のリコール情報（相談先情報やリコール情報のリンクも掲載）をぜひ確認してください。そして、事故にあわれた場合は、メーカーや行政機関に知らせるとともに、近くの消費生活センター等にも相談しましょう（同種の事故情報が集まることでリコールにつながり、被害の拡大防止につながります）。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎ 0774-72-9955 （ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相 談 日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

